

1	審議会名	第4回 安曇野市自治基本条例検討委員会
2	日 時	平成28年11月8日(火) 午後5時から午後5時50分まで
3	会 場	本庁舎 4階 会議室401
4	出席者	田村委員長、那須副委員長、木村委員、熊井委員、池田委員
5	市側出席者	堀内市民生活部長、宮澤地域づくり課長、麩庶務法規担当係長 高橋庶務法規担当主査、山田課長補佐兼まちづくり推進係長
6	公開・非公開の別	公開
7	傍聴人	5人 記者 1人
8	会議概要作成年月日	平成28年11月9日

協 議 事 項 等

1	会議の概要
(1)	開会
(2)	あいさつ
(3)	協議
	① 条文(案)について(資料1、2、3)
	② その他
(4)	閉会

2	会議事項概要
(1)	開 会
	【那須副委員長】 定刻となりましたので、ただいまより第4回安曇野市自治基本条例検討委員会を開会いたします。まず初めに、田村委員長からごあいさつをお願いいたします。
(2)	あいさつ
	【田村委員長】 前回までの3回で一通りご意見をいただきました。日を置かず会議を設定していただきました。さらに議論し自治基本条例を形にしていきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。
	【那須副委員長】 それでは協議事項に移りますが、田村委員長から議事進行をお願いします。
(3)	議 事
	① 条文(案)について
	【田村委員長】 それでは、協議事項の(1)条文案について議題とします。今までの議論をもとに●●委員と事務局でご検討いただいております。事務局から、説明をお願いします。
	【事務局】 資料1～3に基づき条文(案)について説明
	【田村委員長】 ●●委員からお話があればお願いします。
	【委員】 二つの観点から見直しました。一つは、できるだけわかりやすくということです。できるだけ一般的な表現にし、「及び」でつなげた文章も項を分けてすっきりさせました。二つめは、安曇野市らしさを出すということです。それが区の部分になろうかと思っておりますが、長い文章にせず項を分けました。後ほど、ご意見をいただければと思います。それから、理念と原則がごちゃ混ぜだった部分も整理し、重複を省いています。
	【田村委員長】 それでは全体を通して審議します。最初に前文についてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
	【委員】 結構です。
	【田村委員長】 続いて第1条 目的についてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
	【委員】 はい。
	【田村委員長】 第2条 条例の位置づけについてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
	【委員】 はい。

【田村委員長】 続いて第3条 定義 第1号の市民についてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【田村委員長】 定義 第2号の市についてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【田村委員長】 定義 第3号の自治についてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【田村委員長】 定義 第4号のまちづくりについてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【田村委員長】 定義 第5号の協働についてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【田村委員長】 第4条 自治の基本理念についてはいかがでしょうか。2項に多文化共生の文言を入れてあります。よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【田村委員長】 第5条 自治の基本原則についてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員】 結構です。

【委員】 第2号ですが、「市は、・・・互いに情報を共有すること」だけだとおかしいです。互いですから市民とか議会とかが必要です。

【田村委員長】 市民と議会と「互いに情報を共有する」ということでしょうか。

【委員】 互いでなくても・・・。

【田村委員長】 事務局で調整をお願いします。第3号には法令遵守が入ってきましたが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【田村委員長】 第2章に入りまして、第6条 市民の権利についてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【田村委員長】 第7条 市民の責務についてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【田村委員長】 第3章に入りまして、第8条 議会の役割及び責務についてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【田村委員長】 第9条 議員の責務についてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【田村委員長】 第4章に入りまして、第10条 市長の役割及び責務についてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【田村委員長】 第11条 市の役割及び責務についてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【田村委員長】 第12条 職員の責務についてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【田村委員長】 第5章 第13条ですが、市政の透明性、信頼性としました。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【田村委員長】 第14条 総合計画は前回と変わらないということでよろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【田村委員長】 第15条 財政運営についてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【田村委員長】 第16条 情報の公開についてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【田村委員長】 第17条 個人情報保護についてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【田村委員長】 第18条 附属機関についてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員】 結構です。

【田村委員長】 第19条 パブリックコメントについてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【田村委員長】 第20条 市政運営に関する応答責任についてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【田村委員長】 第21条 政策に関する説明責任についてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【田村委員長】 第22条 行政評価についてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【田村委員長】 続いて第6章 第23条危機管理についてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【田村委員長】 続いて第7章 区ですが、第24条以下第27条まで、定義、役割、区への加入、区の支援と分けてあります。この条例の特徴となる部分です。全体を通じてご意見をいただきたいと思ます。

【委員】 区への加入については、区長の中には強い表現を求める声があります。しかし、あまり強くして逆効果になっても困ります。この表現でいいと思います。

【田村委員長】 区長が安曇野市区長会に所属していることという表現はどうですか。

【委員】 1号の自治組織であることだけでなく、2号も満たすということですから、これでいいと思います。

【委員】 わかりやすくなっており、いいと思います。

【委員】 区長会をもう少しわかりやすく説明する必要があると思います。

【田村委員長】 () 書きのなかですが、親睦の他に、連携とか絆とか連帯といった言葉がでてくるといいと思いますが、表現についていかがですか。

【委員】 区長会発足時からの規約の「目的」にある文章です。10年も経っていますから、そういった言葉を付け加える議論があってもいいと思います。

【委員】 この条例と区長会とで、タイミングを計る必要があります。

【田村委員長】 区長会規約の見直しも含めて調整をお願いします。他にはどうでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【田村委員長】 それでは、続いて第8章 第28条住民投票についてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【田村委員長】 附則についてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【田村委員長】 一通り審議してきました。全体を通じていかがでしょうか。

【委員】 7ページの法令遵守ですが、見出しの（法令遵守）が付いています。

【事務局】 削除させていただきます。

【委員】 全体にすっきりし、わかりやすくなりました。

【田村委員長】 それでは、今日の検討は以上にいたします。次回には、事務局で修正後の案を示していただきます。

【委員】 今までワークショップや市民会議などで大勢の市民に関わっていただきました。その皆さんへの報告はどうなりますか。

【事務局】 市民会議の報告書も全員にお送りさせていただきました。今回も全員にお送りさせていた

だく予定です。

【田村委員長】 他にありませんでしょうか。無ければ協議事項の①は終了とします。

②その他

事務局から今後の日程等について説明

【田村委員長】 それでは、②その他を終了します。

(4)閉会

【那須副委員長】 お疲れさまでした。以上をもちまして、第4回安曇野市自治基本条例検討委員会を終了いたします。ありがとうございました。